

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料月額	保険料年額	
第1段階	●生活保護を受給している方	0.285	1,710	20,520	
	世帯全員が市民税非課税				●老齢福祉年金を受給している方 ●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が82万6,500円以下
					●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が82万6,500円を超え、120万円以下
第2段階	●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える	0.435	2,610	31,320	
第3段階	●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が82万6,500円以下	0.685	4,110	49,320	
第4段階	世帯に市民税非課税者がいる 本人が市民税非課税者	●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が82万6,500円以下	0.90	5,400	64,800
第5段階		●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が82万6,500円を超える	1.00 (基準額)	6,000	72,000
第6段階	本人が市民税課税	●前年の合計所得金額が120万円未満	1.20	7,200	86,400
第7段階		●前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	7,800	93,600
第8段階		●前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	9,000	108,000
第9段階		●前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.70	10,200	122,400
第10段階		●前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.9	11,400	136,800
第11段階		●前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.1	12,600	151,200
第12段階		●前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.3	13,800	165,600
第13段階		●前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満	2.4	14,400	172,800
第14段階	●前年の合計所得金額が820万円以上	2.5	15,000	180,000	